



住宅改修などで税金が減額

固定資産税は、要件を満たす住宅改修で減額になるほか、特別な事情があると減免になります。



問い合わせ 資産税課（市庁舎2階、☎65・4123）

市ホームページID.1002532

要件を満たす住宅改修で税金が減額

住宅を耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修した場合、要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります（表1）。なお、都市計画税は対象になりません。

表1 減額の対象となる改修と減額内容

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
工事の要件	費用50万円以上の耐震改修工事 ・建築基準法の耐震基準に適合する改修	補助金を除いた自己負担50万円以上のバリアフリー改修工事 ・浴室改良や段差解消、手すり設置などの改修	補助金を除いた自己負担60万円以上の省エネ改修工事 ・二重サッシ・複層ガラス化などの窓の改修（併せて実施する床、天井、壁の断熱改修など、省エネ基準に適合する省エネ改修工事等も費用に含む）
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・長期優良住宅の場合は、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下	築10年以上の住宅 ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・65歳以上か障害のある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる	平成26年4月1日以前に建築された住宅 ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下
減額内容	固定資産税の1/2が減額（長期優良住宅の認定を受けている場合は2/3） ・床面積120㎡分まで	固定資産税の1/3が減額 ・床面積100㎡分まで	固定資産税の1/3が減額（長期優良住宅の認定を受けている場合は2/3） ・床面積120㎡分まで
期間	工事完了の翌年度		

減額の手続き

原則、工事完了後3カ月以内に申請してください。

バリアフリー改修と省エネ改修は併用して減額を受けることができますが、耐震改修は他の改修と併用して減額を受けることができません。



特別な事情があると税金が減免

表2のいずれかの条件に該当する土地や建物、償却資産は、申請することで固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

納期限を過ぎたもの、すでに納付されたものは、原則減免できません。なお、減免の条件に該当しなくなった資産は、減免事由消滅の申告が必要になります。

減免になる要件や手続きなど、詳細は問い合わせください。

表2 減免の対象となる資産

対象資産	概要
災害で滅失などした固定資産	震災、風水害、火災、落雷などにより甚大な被害を受けた場合、規定の割合に応じ、減免の対象となる
貧困により公私の扶助を受ける人の所有する固定資産	生活保護法による扶助を受けている、またはこれに準じた人が所有する固定資産が減免の対象となる
公共または公益のために利用されている固定資産	地域集会所など高い公共性・公益性が認められる固定資産が減免の対象となる

マイナンバーの記載について

固定資産税の減額・減免の申請書には、マイナンバーの記載が必要です。申請時には、マイナンバーの確認と本人確認ができる書類を提示してください。法人番号を記載した場合、本人確認は不要です。

行楽シーズンに潜む危険、ヒグマなどに注意！



北海道はヒグマの生息地です。レジャーや山菜採りなどを楽しむ際は、ヒグマに関する情報に注意しましょう。

問い合わせ 農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）



北海道ホームページ
ヒグマ注意報



市ホームページID.1003094

北海道では、近年、市街地にまで姿を見せるヒグマが問題となっています。帯広市においても同様に、生息域である八千代・拓成・岩内方面のほか、平成29年・令和元年・昨年8月には、市街地にも出没しています。

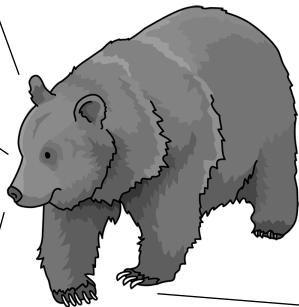
ヒグマの特徴を知り、新聞やテレビ、ホームページなどでヒグマの情報を随時確認するなど、細心の注意を払って行動しましょう。

ヒグマの特徴

●聴覚
聴力に優れ、音に敏感。

●視覚
昼夜を問わず行動可能な視力はあるが、遠く離れた物は見えにくい。

●嗅覚
非常に発達しており、埋めた残飯も見つけ出す。



●性格
早朝や夕方に、比較的活発に動く。人を避けて生活する。警戒心が強く用心深い。ただし、子どもを守ろうとする時や急に人が現れた時、冬眠から覚めた時などは狂暴になる。

●運動能力
非常に俊敏で、一撃で牛を倒すほどの力もある。

ヒグマの1年の過ごし方

ヒグマの活動状況により、事故が起こりやすい時期があります。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
冬眠・出産			冬眠明け			子グマの親離れ		山のエサが少なく農業被害が多い		冬眠準備	

ヒグマと出会わないために

左記のヒグマの特徴を踏まえ、次のことに注意しましょう。

- ・日の出、日没時の薄暗い時間帯は野山に入らない
- ・鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、ヒグマに人の存在を知らせる
- ・ふんや足跡を見掛ける、強い獣臭がするなど異変を感じたら直ちに引き返す

ヒグマを引き寄せないために

ヒグマを引き寄せないため、次のことに注意しましょう。

- ・収穫後の農作物や、家庭から出た生ごみを野外に放置しない
- ・山林などに、においの強い食べ物を持参しない

春先のカラスにも要注意！

カラスは本来攻撃的な鳥ではありませんが、春先から7月頃までは子育て時期のため、巣やひな鳥から人を遠ざけようと威嚇行動をとる場合があります。



威嚇から身を守りましょう。

- ・カラスは後頭部を狙うため、帽子や傘などで頭を隠しましょう
- ・帽子や傘がない場合は、両腕を真っすぐ上げて、その場を通り過ぎましょう

次の場所に巣がある場合は、各相談窓口まで連絡ください。

- ◆公園内の樹木など…みどりや花のセンター（☎21・3172）
 - ◆街路樹や河川敷地内の樹木など…道路維持課（☎48・2322）
 - ◆電柱…各電柱についている各管理者に問い合わせください。
- ※私有地に巣があり撤去したい場合は、所有者が対応する必要があります。